

# 消防法第9条と火気設備等に対する規制(2)

火気設備・器具等のうち、対象火気設備等の変遷について概観することにより、最近の経済・社会の状況や技術開発の動向が、消防法第9条に及ぼしている影響等について考える。

## 対象火気設備等と対象火気器具等

消防法第9条の規制対象は、

- ①設備：使用形態上、容易に移動できないもの
  - 位置、構造及び管理について規制
- ②器具：使用形態上、移動して使用可能なもの
  - 取扱いについて規制
- ③火の使用に関し火災の予防のために必要な事項の3種類ある。

また、①と②については、それぞれ、

- A. それ自体が火を使用するもの
  - B. それ自体は火を使用しないが、その使用に際し、火災の発生のおそれのあるもの
- の2種類がある。

したがって、消防法第9条の規制対象となる火気設備・器具等は①A～②Bの4種類あることになる。

一方、前回整理したような経緯で、火気設備・器具等の中には、気候・風土の違いから市町村が独自に基準を定めるべきものと、市場開放の視点から基準を全国的に統一すべきものの両方が存在することになった。後者に属する火気設備等(火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるもの)を「対象火気設備等」と呼び(消防法施行令(以下「消令」)第5条)、後者に属する火気器具等(火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって総務省令で定めるもの)を「対象火気器具等」と呼ぶ(消令第5条の2)こととされている。

対象火気設備等及び対象火気器具等に関する総務省令は、消防法施行規則とは別に「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定め

る省令(以下「対象火気設備等省令」)により示されている。

## 対象火気設備等の追加・改正

対象火気設備等省令第3条に定められている対象火気設備等は、現在、表1のとおりであり、同省令第18条に定められている対象火気器具等は、表2のとおりである。平成14年(2002)3月の同省令の制定以来、表2は変わっていないが、表1は、これから述べるように、経済・社会の変化や技術の進歩とともに、逐次追加・改正されてきた(表1の黄色マーク部分)。

## 燃料電池発電設備関係規定(対象火気設備等省令第3条第11号(現行)関係)

燃料電池発電設備は、平成14年(2002)3月の対象火気設備等省令制定時には対象火気設備等として規定されていなかったが、燃料電池が脱石油エネルギー対策の有力手段の一つと位置づけられ、政府全体としてその開発・普及に取り組んでいたことから、平成17年(2005)3月に「燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。)」が同省令第3条に追加され、関係規定も整備された。

その後、平成22(2010)年3月に、燃料電池設備の一種として「固体酸化物型燃料電池」が追加され、関係規定の整備も行われた。

## ガスエンジン式発電設備関係規定(対象火気設備等省令第3条第16号(現行)関係)

対象火気設備等省令制定時には、対象火気設

備等として「発電設備」が列記されていたが、平成17年(2005)3月に、屋外に設ける気体燃料を使用する内燃機関を原動力とする発電設備(出力10kW未満のピストン式によるもの)について、離隔距離の規定に関する緩和措置が講じられた際に、同省令第3条の「発電設備」が「内燃機関を原動力とする発電設備」と限定された。

## 急速充電設備関係規定(対象火気設備等省令第3条第20号(現行)関係)

急速充電設備は、温室効果ガス排出抑制の観点から導入が進められている電気自動車の重要なインフラ設備であり、近年、給油取扱所や商業施設等への設置が急速に増加してきた。

急速充電設備は、当初、電気を設備内部の変圧器で変圧する「変電設備(対象火気設備等省令第3条第15号(現行))に該当するものであると解されていたが、急速充電設備に「変電設備」の規定を単純に適用すると、対象火気設備等省令上、以下のような不都合が生じてしまう。

- ①専用不燃区画の設置が義務付けられ簡単に電気自動車が入れない。
- ②専用不燃区画室は関係者以外出入り禁止なので運転手自ら充電操作ができない。
- ③屋外に設置する場合には建物から3m以上の離隔距離が必要になる。

一方で、急速充電設備は、給油取扱所におけるガソリン等の可燃性蒸気への着火や商業施設等における延焼等の大きな火災危険を想定する必要があるため、設置される場所に応じた適切な防火安全対策を確保する必要もあった。

このため、平成24年(2012)3月に、対象火

表1 対象火気設備等(対象火気設備等省令第3条)

1	炉
2	ふろがま
3	温風暖房機
4	厨房設備
5	ボイラー
6	ストーブ(移動式のを除く。)
7	乾燥設備
8	サウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)
9	簡易湯沸設備(入力が12kW以下の湯沸設備をいう。)
10	給湯湯沸設備(簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。)
11	燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。)
12	ヒートポンプ冷暖房機
13	火花を生ずる設備(グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。)
14	放電加工機(加工液として消防法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。)
15	変電設備(全出力20kW以下のもの及び第20号に掲げるものを除く。)
16	内燃機関を原動力とする発電設備
17	蓄電池設備(4,800Ah・セル未満のを除く。)
18	ネオン管灯設備
19	舞台装置等の電気設備(舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。)
20	急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。)を用いて充電する設備(全出力20kW以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。)により構成されるものをいう。)にあっては、充電ポストを含む。)

表2 対象火気器具等(対象火気設備等省令第18条)

1	気体燃料を使用する器具
2	液体燃料を使用する器具
3	固体燃料を使用する器具
4	電気を熱源とする器具

気設備等省令第3条に「急速充電設備(全出力20kW以下のもの及び全出力50kWを超えるものを除く。)」が第20号として追加され、第15号の変電設備から第20号に掲げるものが除外された。同時に、対象火気設備等省令の位置、構造及び管理についての基準(第14条、第16条及び第17条関係)が改正され、急速充電設備等関係部分が、一般社団法人CHAdeMO協議会(国内の主な急速充電設備メーカーで構成される団体)の統一規格を参考にして規定された。

その後、電気自動車に用いられる電池の大容量化が進んだため、令和2年(2020)8月、急速充電設備の全出力の上限を200kWまで拡大する改正が行われた。

その後も、一回の充電で走行できる距離を延ばしたいというニーズに応じて電池の大容量化がさらに進み、全出力が上限の200kWを超える急速充電設備への対応も必要になってくるとともに、変圧機能を有する本体ケーブルを介して接続される急速充電設備のポスト部分から電気自動車等に充電する形態の急速充電設備が普及し始めたこともあり、令和5年(2023)2月に対象火気設備等省令のさらなる改正が行われて、現行規定(表1の第20号参照)のようになっている。この改正は、今年(令和5年(2023))10月1日に施行された。

#### 条例における規制内容

消防法第9条に規定されている「その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項」には、屋外、屋内を問わず、火の使用に関し火災の予防上危険であると認められる行為に対する規制措置が含まれる。このため、これに関する条例規制の内容

としては、「劇場、映画館その他火災において人命の危険を伴う場所における喫煙及び裸火の使用禁止」、「たき火」、「がん具用煙火の消費」、「化学実験」、「溶接作業」、「その他火災予防上危険な行為の制限等」が考えられ、火災予防条例(例)第23条から第28条にその規定例が示されている。

また、全国的に基準を統一する必要性の高くない火気設備等の位置、構造及び管理、火気器具等の取扱い並びに火の使用に関する基準については、全国統一的な基準を定めず、従来どおり、地域の実情を踏まえて市町村が定めることとされている。

しかしながら、消令第5条の3では、その基準は、火災の予防という趣旨、目的の範囲内で合理的な規制でなければならず、火災の予防という安全に関する規制を超え、対象火気設備、器具等の流通を阻害するような経済的規制に及んだり、自由な経済的活動を阻害する規制にまで及んだりしないようにしなければならないことが念押しされている。

このような念押しは地方分権改革の趣旨からすると違和感があるが、この部分の改正が市場開放の要請を受けて行われたものであることを考えれば当然のことなのかもしれない。

また、「政令で定める基準」は、全国的に妥当とされなければならないものであることから、その内容は最大公約数的なものにならざるを得ない。したがって、地方によっては、その気候又は風土の特殊性により、政令で定める基準だけでは「火災の予防の目的を十分に達し難い」事態が生ずることもありうる。「基準の特例に関する条例の基準(消令第5条の5)」は、そのような場合には、消防法第9条の規定に基づく条例の制定に関する基準(条例制定基準)に従わず、独自に条例を定めることができることとしている。

ただし、消令第5条の5に基づく独自基準があまり多くなると、市場開放の促進のために対象火気設備等の基準の全国統一を図った法改正の趣旨に沿わなくなる。消令第5条の3は、このような危惧に対する歯止めの意味もあると考えられる。

